П

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の廃止

不在者投票のできる病院の指定................................

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)...

: : : : : : :

下一七八八の三から一七八八の一五まで、一七八八の一六 (次の図に示す部分に限

)、一七八八の一八から一七八八の二〇まで、一七八八の二三から一七八八の四

の二七九、一五八九の二八二、字徳佐ケ峯一五八九の二、一五八九の二八五、字山田 六まで、一五八九の二○八から一五八九の二七二まで、一五八九の二七六、一五八九

: =

保安林指定施業要件の変更 (山口市) (森林整備課)......

肉用子牛生産安定等特別措置法第九条第一項の規定による指定協会の指定の解除 | (畜産振興課) |

ら一五八九の三九まで、一五八九の四三から一五八九の五〇まで、一五八九の九〇か

原第三 一五八九の一、一五八九の一一から一五八九の三四まで、一五八九の三六か

いて次の図に示す部分に限る。) 、一五五七の五九から一五五七の六七まで、字石道 す部分に限る。) 、八六二、字大迫一五五七の五六・一五五七の五七 (以上二筆につ の一、八五八の二、八五九の一から八五九の三まで、字恵美須畑八六〇 (次の図に示

山口市阿東徳佐下字市ノ滝八三九から八四一まで、字扇畑八五五、

八五六、八五八

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山口県知事

Щ

本

繁太郎

保

ら一五八九の一一一まで、一五八九の一一六、一五八九の一二一から一五八九の二〇

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課)

目

次

4月9日 (火曜日)

平成 25 年

Щ

山口県告示第百五十二号

により、 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和六十三年法律第九十八号) 第九条第一項の規定 次のとおり指定協会の指定を解除した。

平成二十五年四月九日

山口県知事

Щ 本

繁太郎

称

社団法人山口県畜産振興協会

名

指定解除年月日

平成二五、 = =

安林の指定施業要件を次のように変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 平成二十五年四月九日

山口県告示第百五十三号

変更に係る指定施業要件

水源の涵養

保安林として指定された目的

の一一五まで、一四八一の一一八、一四八一の一一九、一四八一の一三九

まで、一四八一の一○二から一四八一の一○七まで、一四八一の一一二から一四八一 まで、一四八一の九○から一四八一の九二まで、一四八一の九五から一四八一の九九 六まで、阿東徳佐上字立山頭一四六四の三、字市場奥一四八一の二から一四八一の四

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、 定めない
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、 伐期齢以上のものとする。 山口市森林整備計画で定める標準
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。 、「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

報

山口県告示第百五十四号

とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二十二条第一項の規定に基づき、 平成二十五年四月九日

次の

山口県知事

Щ 本

繁太郎

埋立区域

沿接する町道脇田浜線までに沿接する県道大島環状線地先公有水面 大島郡周防大島町大字戸田字今朝日五五三の三から同大字字赤石五九〇の一二に

次の1の地点から46の地点までを順次結んだ線及び1の地点と46の地点を結ぶ平

成十七年秋分の満潮位 (D) の境界線に囲まれた区域 の地点 大島郡周防大島町大字戸田字ケサヒの戸田四等三角点 (北緯三三度五三 分五三・八二五秒東経一三二度一二分三八・二八〇秒)から二二六度二九 分○七秒七四九・三九メートルの地点 L. +二・九九メートル)における公有水面と陸地と

16 15 **の** 地点 14 13 のの地域 点点 12の地点 10 **の**地点 11の地点 9の地点 8の地点 7の地点 6の地点 5の地点 4の地点 3の地点 2の地点 5の地点から三四五度○六分一○秒二○・○○メートルの地点 7の地点から三四五度○九分三四秒二○・○二メートルの地点 6の地点から三四五度○九分三六秒二○・○○メートルの地点 3の地点から三四四度五四分二三秒六・七七メートルの地点 2の地点から三五二度〇八分三〇秒一三・三三メートルの地点 1の地点から二九五度五四分五七秒三・七八メートルの地点 9の地点から三四五度二五分二六秒二○・○○メートルの地点 8の地点から三四五度二七分一七秒二○・○二メートルの地点 4の地点から三四五度一四分四六秒二○・○○メートルの地点 15の地点から三二三度五四分四七秒 14の地点から三二八度三五分〇五秒 13の地点から三三三度一〇分〇六秒 12の地点から三三七度四三分二二秒 11の地点から三四二度 | 一分三二秒 10の地点から三四四度四七分二九秒一九・八四メートルの地点 一九・六〇メートルの地点 一九・五二メートルの地点 一九・五二メートルの地点 一九・五二メートルの地点 一九・五二メートルの地点

Щ

П

23の地点 35の地点 34 **の**地点 33の地点 30の地点 42の地点 21 の地点 41の地点 40の地点 39の地点 38の地点 37 の地点 36 の地点 32の地点 31の地点 29 の地点 28 の地点 27の地点 26の地点 25の地点 24の地点 22の地点 20の地点 19の地点 18 の地点 17の地点 40の地点から三十二度四六分二二秒一九・四二メートルの地点 39の地点から三一七度五二分五八秒一九・五八メートルの地点 38の地点から三二〇度四二分四七秒一九・八六メートルの地点 37の地点から三二一度〇七分四〇秒二〇・〇〇メートルの地点 36の地点から三二一度〇四分一四秒二〇・〇〇メートルの地点 35の地点から|||||三度〇一分〇四秒二〇・〇一メートルの地点 34の地点から三二二度四六分五五秒一三・〇四メートルの地点 33の地点から三二一度一二分五七秒七・一二メートルの地点 32の地点から三一四度四八分二〇秒二〇・四四メートルの地点 31の地点から三一四度四五分五二秒五・五六メートルの地点 30の地点から三一四度二三分一六秒一四・八二メートルの地点 29の地点から三〇九度五九分三二秒二〇・三四メートルの地点 28の地点から三〇八度四六分二三秒二〇・〇〇メートルの地点 27の地点から三〇八度四四分四〇秒二〇・〇〇メートルの地点 26の地点から三〇八度四二分五七秒二〇・〇〇メー 25の地点から三〇八度四八分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点 24の地点から三〇八度四二分五七秒二〇・〇〇メートルの地点 23の地点から三○八度四六分二三秒二○・○○メートルの地点 22の地点から三〇八度四六分二三秒二〇・〇〇メートルの地点 21の地点から三〇八度四八分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点 20の地点から三一〇度三八分五一秒一九・九三メートルの地点 19の地点から三〇六度三〇分五九秒五・〇二メートルの地点 18の地点から三一一度一四分一〇秒一四・六八メートルの地点 17の地点から三一四度五〇分〇九秒一九・五二メー 41の地点から三〇九度二三分四五秒六・七四メートルの地点 |の地点から三||九度二五分〇三秒||九・五二メートルの地点 トルの地点 トルの地点

46の地点 面積

45の地点 44の地点 43の地点

> 43の地点から三〇三度一五分〇八秒一九・七六メートルの地点 42の地点から三〇六度一〇分二九秒一二・七六メートルの地点

4の地点から三〇二度三七分一二秒七・四

一メートルの地点

免許の年月日及び番号 六四八・九五平方メートル

=

平成十八年十二月二十日 指令平一八港湾第五五

四

Ξ

関係図書を閲覧できる市町

認可を受けた者 周防大島町

山口市滝町一番一号

平成二十五年三月二十九日 認可の年月日 山口県知事 山本繁太郎

五



(一〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。 とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の 変更後の定款は、平成二十五年五月二十七日までの間、 山口県環境生活部県民生活課

平成二十五年四月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

申請のあった年月日

平成二十五年三月二十五日

Щ

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人体験活動支援協会

者 の 氏 名 称 錦織 秀治

主たる事務所の所在地 岩国市尾津町二丁目一一番二一号

(一〇七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

防府市から意見を聴きました。 二十四年十一月十六日山口県公告 (五五三) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十五年四月九日から同年五月九日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十五年四月九日

山口県知事 Щ 本 繁太郎

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 所在地 防府市西仁井令一丁目一七八九の ホームプラザナフコ防府店家具館

意見の概要

ついて配慮を求める。 交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項及び街並みづくり等に



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

投票のできる病院を次のとおり指定した。 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条の規定により、不在者

平成二十五年四月九日

所

地

指 定 年 三二九 月

医療法人周友会徳山病院 称

周南市新宿通一丁目一六

在

山口県選挙管理委員会委員長

中

村

正

昭

日

平 成 五

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

第二十九号)は、 不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示 廃止する。

平成二十五年四月九日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

平成二十五年四月九日発行平成二十五年四月九日印刷

発発 行行 人所

山口県知

事庁